

「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示  
に関する法律施行規則案」の概要

**I 背景**

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第27号）が令和3年4月に公布されたところ、省令委任事項が本改正により大幅に増加したため、現行の特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項の発信者情報を定める省令（平成14年総務省令第57号）を廃止し、新しく特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）を制定する必要がある。

**II 規則の概要**

次のとおり、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律施行規則を制定する。

1 発信者情報に係る事項

(1) 条項

第2条

(2) 規定内容

改正後の特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号。以下「法」という。）第2条第6号で定める「発信者情報」として、施行規則第2条第1号から第14号まで定める。

2 特定発信者情報及び侵害関連通信に係る事項

(1) 条項

第3条、第4条及び第5条

(2) 規定内容

施行規則第3条において、施行規則第2条第9号から第13号までに掲げる情報を法第5条第1項柱書で定める「特定発信者情報」として定め、施行規則第4条において、施行規則第2条第1号（第2条第2号に掲げる情報を保有していない場合に限る）、第2号（第2条第1号に掲げる情報を保有していない場合に限る）、第3号、第4号又は第8号に掲げる情報を法第5条第1項第3号口で定める「特定発信者情報以外の発信者情報」として定め、施行規則第5条において、法第5条第3項で定める「識別符号その他の符号の電気通信による送信であって、当該侵害情報の発信者を特定するために必要範囲内であるもの」として侵害関連通信の範囲を定める。

3 提供命令に係る事項

(1) 条項

第6条及び第7条

(2) 規定内容

施行規則第6条において、法第15条第1項第1号で定める「電磁的方法」として、第1号から第3号まで定め、施行規則第7条において、法第15条第1項第1号ロで定める「当該侵害情報に係る他の開示関係役務提供者を特定するために用いることができる発信者情報」を第1号から第3号までに掲げる区分に応じてそれぞれ定める。

Ⅲ 施行日

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第27号）の施行の日（同法の公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日）から施行する。